

マイナンバーカードの普及・利用に関する
お役立ち情報をお届け

マイナンバーカード・インフォ
(自治体向け)
vol.4

○ **国の施策紹介**

マイナポータルから閲覧可能な医療情報の拡大について

デジタル庁国民向けサービスG
マイナンバーカード担当
令和4年10月7日

○ **国の施策紹介**

マイナポータルから閲覧可能な医療情報の拡大について

マイナンバーカード・インフォの vol.4 では、国の施策紹介として、マイナポータルから閲覧可能な医療情報の拡大について、ご紹介します。

マイナポータルでは、昨年から

- ・ 薬剤情報（医療機関を受診し薬局でもらった薬の情報）
- ・ 特定健診情報（いわゆるメタボ健診）
- ・ 医療機関や薬局で支払った医療費の情報

といった医療情報の閲覧を可能としてみりましたが、新たに、9月11日(日)から診療情報を閲覧できるようにいたしました。

具体的には、レントゲンや血液検査、手術情報などの医療機関で受けた診療行為が、いつ、どの医療機関で受診したかといった情報も含め、マイナポータルを通じてご自身の手元で確認できるようになり、ご本人の健康づくりにも役立てていただけるものです。

また、マイナンバーカードを保険証として利用することで、患者本人の同意のもと、医療機関や薬局についてもこうした情報を共有・閲覧することができるようになり、国民の皆様が全国どの医療機関で診療を受けても、より正確な医療情報が共有され、適切な医療を受けることができるようになります。

さらに、来年1月に運用を開始する電子処方箋の情報についても閲覧可能にする予定であり、デジタル庁はマイナポータルを通じて閲覧できる情報を拡大することにより、個々人が場所や時間を制約されずに最適なサービスを受けられるように早急に進めてまいります。

- 別添 1 マイナポータル 診療情報閲覧機能のリリース
(令和 4 年 9 月 11 日)

- 別添 2 仕組みの拡大により閲覧できる情報について
(令和 4 年 9 月 5 日 第 90 回社会保障審議会医療部会)

以 上

マイナポータル 診療情報閲覧機能のリリース（令和4年9月11日）

- マイナポータルを活用して、患者が自身の診療情報を閲覧できる仕組みについて9月11日から運用を開始した。
- 電子レセプト（診療報酬明細書）から抽出した受診歴などの診療情報を閲覧できる。
 - ※トップページのバナー、および注目の情報で「診療・薬剤情報」を閲覧できることを案内する。
 - ※閲覧した「診療・薬剤情報」は、PDF/CSV形式でファイルダウンロードすることも可能。



仕組みの拡大により閲覧できる情報について

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト（電子レセプト）から抽出した情報のうち、以下の項目を拡充する。

医療機関・薬局で閲覧可能な追加項目



(診療情報)

- 医療機関名、受診歴
- 診療年月日、入外等区分、診療識別、診療行為名^{*1}

(薬剤情報)

- 医療機関名、薬局名

^{*1} 放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流（令和5年5月を目途に、手術（移植・輸血含む）、入院料のうち短期滞在手術等基本料が閲覧可能となる予定）

マイナポータルで閲覧可能な追加項目



(診療情報)

- 医療機関名、薬局名、受診歴
- 診療年月日、診療識別、診療行為名、調剤行為名、特定保険医療材料名

※薬剤情報に係るマイナポータルでの「医療機関名」及び「薬局名」は既に閲覧可能

診療情報について

- 対象レセプト
 - 令和4年6月以降に提出された電子レセプトから抽出を開始し、以後3年間分の情報が閲覧可能
 - 月遅れ請求及び返戻分の再請求も対象（令和3年9月以降に行われた診療行為に限る）
- 抽出タイミング
 - 毎月受付開始5日から10日までの受付レセプトは一括して翌11日の朝までに更新し表示
 - 11日受付レセプトは翌12日、12日受付レセプトは翌13日の朝までに更新し表示
- メリット
 - 医師、歯科医師、薬剤師等が、患者の同意により、他院のレセプト由来の診療情報を把握可能
 - マイナポータルにアクセスすることで、患者が医療機関で受けた診療行為等の情報をいつでも閲覧可能